

第3期桑名市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係る

プロポーザル実施要領

桑名市 子ども未来部 子ども未来課

1. 業務名

第3期桑名市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2. 業務の要旨・目的

令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期桑名市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子ども基本法に基づく市町村子ども計画に、子ども子育て支援事業計画を包含した一体的な計画を策定する。

策定にあたっては、国・県の政策動向を踏まえたうえで、子どもや子育て世帯の生活実態やニーズ等を把握、分析するため、調査を実施する。

3. 業務概要

(1) 業務内容

別紙「第3期桑名市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書」のとおりとする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 予算上限額

8,558,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※ 但し、ニーズ調査等の実施終了後(令和5年度)に支払う金額の上限は4,840,000円、事業計画の策定支援終了後(令和6年度)に支払う金額の上限は3,718,000円とする。

4. 参加資格要件

参加者は、参加申出書の提出時点において、次に示す要件をすべて満たす者とする。なお、参加者が、以上の条件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 子ども・子育て支援法の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たってのニーズ調査又はこれに類する行政計画策定に関する支援業務を受託した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準(平成18年8月30日告示第15号)による指名停止または他の公共団体の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始がなされている者ではないこと
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)及び刑法(明治40年法律第45号)に抵触する行為を行っていないこと。

- (8) 代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に
関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77
号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員を
いう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

5. スケジュール

本業務に係る契約候補者選定の主な日程は次のとおりとする。ただし、桑名市の都合により
予定が変更となる場合がある。

内 容	日 程
1)公募・質問受付期間	令和5年6月 19 日(月)
2)質問受付期限	令和5年6月 23 日(金) 午後4時まで
3)質問回答	令和5年6月 27 日(火)
4)参加資格確認申請期限	令和5年6月 29 日(木) 午後4時まで
5)参加資格審査結果通知	令和5年7月5日(水)
6)企画提案書提出期限	令和5年7月 14 日(金) 午後4時まで
7)プレゼンテーション	令和5年7月 31 日(月)
8)審査結果通知	令和5年8月上旬予定
9)契約締結	令和5年8月下旬予定
10)委託業務の開始日	契約締結日

6. 質問の受付について

質問は次の方法により受け、本業務に直接関係しない事項、電話及び口頭での質問は
受け付けない。

(1) 質問方法

下記フォームより質問すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/291572>

(2) 質問受付期限

令和5年6月23日(金)午後4時まで

(3) 質問に対する回答

令和5年6月27日(火)までに随時個別に回答を行う。ただし、質問の内容が、企画提案
等の作成作業を進めるうえで影響を及ぼすと判断されるものは、随時桑名市ホームペー
ジに回答を掲載する。なお、そのような回答については、実施要領または仕様書の追加ま
たは修正とみなすものとする。

桑名市ホームページ URL <https://www.city.kuwana.lg.jp/>

7. 参加資格確認申請について

- (1) 提出書類
 - ① 会社概要(様式第1号もしくは任意様式)
 - ・ 企業資格等の記載内容の確認できる資料を添付する。
 - ② 業務実績(様式第2号もしくは任意様式)
 - ・ 4(1)に記載している同種業務を履行した業務について記載する。
 - ・ 同種業務実績を証明できるもの(写し)を添付する。(契約書の鑑など業務内容のわかるもの)
 - ・ 過去5年間(平成30年度から令和4年度)における同種業務の実績を記載する。
- (2) 提出方法

下記フォームより申請すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/292075>
- (3) 提出期限:令和5年6月29日(木) 午後4時まで
- (4) 参加資格の決定

参加資格の有無は、提出書類を審査のうえ、結果を通知する。
- (5) 辞退

参加資格確認申請を提出した後に辞退を希望する場合は、参加辞退を下記フォームから申し込むものとする。

<https://logoform.jp/form/XAEm/292074>

なお、辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。

8. 企画提案書等について

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書(任意様式)
 - ・ PDF形式で提出すること
 - ・ 仕様書を確認のうえ、具体的に提案内容を記載する。
 - ・ 言語は日本語とし、専門知識を有しない者でも理解できるようわかりやすい表現を用いて、簡潔に記述する。
 - ・ 見やすく、わかりやすい文字の大きさを心掛ける。
 - ・ 表紙(裏表紙)及び目次を除き20ページ以内とし、ページ番号を付する。
 - ② 業務実施体制調書(様式第3号もしくは任意様式)
 - ・ 実施体制図を作成し、配置予定者の役割・氏名を記載する。
 - ③ 実施方針(任意様式)
 - ・ 業務の実施方針を記載すること。
 - ④ 見積書及び見積内訳書(任意様式)
 - ・ 見積金額は消費税抜きの金額を記載する。
 - ・ 委託業務限度額の上限額を超えないこと。

(2) 提出方法 ①及び②の両方提出すること。

① 下記フォームより提出すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/292076>

8. (1)提出書類全て

② 持参又は郵送にて提出すること。(郵送の場合は、書留郵便とする)

8. (1)①企画提案書と④見積書及び見積内訳書を、簡易製本をする。提出部数は正本1部、副本6部とする。

※副本には、参加者が特定できるものを記載しないこと。

提出先:桑名市 子ども未来部 子ども未来課 子ども政策係

(3) 提出期限:令和5年7月14日(金) 午後4時まで(必着)

9. 審査方法

第3期桑名市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、プロポーザル審査基準に基づき審査する。また、桑名市が開催する委員会において、企画提案書の補足説明とヒアリングをするためのプレゼンテーションを実施する。

(1) 書類審査

提案書等、提出された書類の審査を行う。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答

① 実施日

令和5年7月31日(月)

② プレゼンテーション及び質疑応答時間 30分程度

プレゼンテーションについては、提出した企画提案書を使用することとし、本業務に実際に係るものを行うこと。1事業者につき、プレゼンテーションは20分以内とし、その後の質疑応答は10分程度とする。質疑応答が無い場合、その時点で終了する。

③ プレゼンテーションの使用機器等

プレゼンテーション時に機器(パソコン、プロジェクター、スクリーン等)を使用する場合は参加者で準備すること。

④ 天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないと市が判断したときは、延期または中止することがある。

⑤ 日程や場所等、詳細については後日通知する。

(3) 選定に係る留意事項

① 委員会において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションについて内容を審査し、審査基準点(最大審査点(満点)の60%)を超えた者の中で、最も高い点数を得た参加者を優先交渉権者とし、二番目に高い者を次点とする。

② 審査点数が同点の場合、提案内容が高い者を優先交渉権者とし、更に同点の場合は

見積金額の低い者を優先交渉権者とする。また、参加者が1者のみの場合には、桑名市が定める基準を満たした提案内容であれば交渉権者とする。

(4) 選定結果

選定結果は令和5年8月上旬に通知する。なお、選定の理由、結果に対する問い合わせ、異議には応じない。

10. 契約について

- (1) 審査により決定した受託候補者と業務委託契約の仕様書の確定の協議を行い、当該協議の結果、仕様書の訂正、追加、削除等を行うものとする。
- (2) 受託候補者と合意に至らなかった場合は、次点者を受託候補者とし、協議を行うものとする。

11. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、該当参加者を失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積書額が委託業務限度額を超える場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態である場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、委員会が失格であると認めた場合
- (7) 参加資格確認申請の提出以降契約締結までに、本実施要領による参加資格要件を満たさないこととなった場合

12. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本件用途以外の目的で使用しないものとする。
- (2) 企画提案書等の提出後、選定までの間は、企画提案書等に記載された内容の追加及び変更は認めない。ただし、桑名市からの疑義照会やプレゼンテーション等の結果、企画提案書等の引換えや変更が必要となり、要求した場合は除く。
- (3) 企画提案にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合は、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分を除いては原則公開とする。
- (5) 受託者は、業務の全部または一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。(再委託の禁止)

13. 問い合わせ先・担当

桑名市 子ども未来部 子ども未来課 子ども政策係

〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市役所2階

電話:0594-24-1172 FAX:0594-24-1393

電子メール:ksienm@city.kuwana.lg.jp